

**国際公共政策研究科**

I	教育水準	.....	教育 23-2
II	質の向上度	.....	教育 23-5

## I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、研究科内に「国際公共政策」と「比較公共政策」の 2 専攻を設置し、国際経験の豊富な専任教員が教育を行うとともに、協力講座として法学研究科・経済学研究科・社会経済研究所・高等司法研究科（法科大学院）の教員が当該研究科の教育に携わっており、また、平成 19 年度の入学定員充足率を見ると、大学院博士後期課程では定員を若干下回っているものの、大学院博士前期課程では十分満たしているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教務委員会が学生による授業評価の結果等を授業内容やカリキュラム編成にフィードバックするとともに、有識者からなるアドバイザーボード委員会を定期的を開催し、そこで出される意見を授業内容や方法の改善の資料とするなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際公共政策研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、国際公共政策研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、政策研究の要をなす法学・政治学・経済学の基礎科目や基本専門科目の他に、体験学習を中心にした参加型の実践的な授業科目が提供されるとともに、多様な背景を持つ学生の学習ニーズに対応するために、夜間授業体制や土日開講制などを実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、平成12年度より継続的に実施している学期毎の学生による授業評価の結果をカリキュラム編成にフィードバックするとともに、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業を通じて学生の海外研究活動のネットワーク作り等を行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、国際公共政策研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、国際公共政策研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

### 3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、学年進行に応じて段階的に専門知識を身に付けることができるように履修モデルを提示するとともに、学位論文作成のプロセスでは「複数指導教員制度」を設けて学生指導のプロセスをより開かれたものにし、学生・教員がともに切磋琢磨するよう努めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生の主体的な研究や学習を促すために、数多くの講演とセミナーを開催することにより研究テーマの発掘機会を提供する一方、提出された学位論文の中から毎年優秀論文を選定するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際公共政策研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結

果、教育方法は、国際公共政策研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、標準年限内の修了率や学位取得率には改善の余地があるが、学生の学会報告と論文公刊の実績を見ると、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて、学会報告は年平均 15 件、論文公刊は年平均 43 件を数えるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価によれば、政策研究のための基礎科目および専門科目、さらには連携・協力している関連機関の講師による実践科目に対し、受講生の多くが満足と回答するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際公共政策研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、国際公共政策研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

## 期待される水準にある

### [判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 18 年度で見ると、大学院博士前期課程修了生の約 77%が就職（内訳は、民間企業 26%、官公庁 11%）、約 24%が大学院博士後期課程進学であり、大学院博士後期課程修了生の場合は研究職が 43%、官公庁・民間企業がそれぞれ 16%となるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、外部有識者によるアドバイザーボード委員会を毎年開催し、そこで前年度の研究科活動を報告し、活動内容等に関して意見を聴取しているが、それによると、修了生の進路・就職状況に対する評価は高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、国際公共政策研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、国際公共政策研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

#### [判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

#### [判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。